

# 山 青 森 県 報

第二千百十三号

平成十四年十二月十六日 (月曜日)

## 目 次

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
生活保護法による医療機関の指定	(同)	一
生活保護法による施術者の指定	(同)	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	(高齢福祉課)	二
青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程	(労政・能力開発課)	二
道路の区域の変更	(道路課)	二
証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更	(経理課)	四
公 告		
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(文化・スポーツ振興課)	四
県営土地改良事業計画変更の決定	(農村整備課)	四
右 同	(同)	四
換地計画の決定	(同)	五

## 告 示

青森県告示第六百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
伊藤胃腸科外科 医院	弘前市大字笹森町一	平成 九 八 〇

青森県告示第六百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指定年月日
社団法人慈恵会 まごころクリニック	青森市大字栗坂字山辺八九の一四	平成 一四 一 一五

さとの整形外科 クリニック 訪問看護ステーション おおわに	十和田市東十一番町七の一七 南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田六一の二一	一四・二・一六 一四・二・一
--	--------------------------------------	-------------------

青森県告示第六百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
打田毅	青森市大字油川字岡田五四の一九	打田治療院	青森市大字油川字岡田五四の一九	平成十四・一

青森県告示第六百四十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

名称	所在地	指定年月日
居宅サービス事業所		

社会福祉法人 森田村社会福祉協議会	西津軽郡森田大字森田字月見野二七七の三	通所介護	デイサービスセンター あーすとび	西津軽郡森田大字森田字月見野二七七の三	平成十四・二・一六
----------------------	---------------------	------	---------------------	---------------------	-----------

青森県告示第六百四十六号

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県認定職業訓練運営事業費補助金交付規程（昭和三十四年一月青森県告示第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中、「一億円」を「三億円」に、「千万円」を「五千万円」に、「三千万円」を「一億円」に、「飲食店又はサービス業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業」を「又は飲食店を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業」に改め、「の三分の二以上である」の下に「訓練科及びコースに係る」を加える。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県告示第六百四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十五年一月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男



青森県告示第六百四十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

弘前市大字宮川二丁目一三の六

一戸 金男

二 変更内容

1 変更前の売りさばき場所

弘前市大字徒町川端町一五の二

2 変更後の売りさばき場所

弘前市大字宮川二丁目一三の六

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあった年月日

平成十四年十二月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人聖美会

三 代表者の氏名

小野寺隆治

四 主たる事務所の所在地

北津軽郡鶴田町大字山道字小泉三〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び痴呆症による要介護者が共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう支援し、もって福祉の増進に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、津軽中部地区の県営土地改良事業（広域営農団地農道整備事業）計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十二月十七日から平成十五年一月二十二日まで

三 縦覧の場所

弘前市役所  
鱒ヶ沢町役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、第2遠瀬地区の県営土地改良事業（緊急農地集積ほ場整備事業（担い手育成基盤整備事業））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の

規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十二月十七日から平成十五年一月二十二日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、中沢長科地区の県営土地改良事業に係る鶴喰工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年十二月十六日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年十二月十七日から平成十五年一月二十二日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青 森 県	青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭